

申請者等のみなさまへ

育児休業給付・高年齢雇用継続給付の 申請処理状況について

**※現在、育児休業給付・高年齢雇用継続給付の
電子申請処理に遅れが生じています。**

育児休業給付・高年齢雇用継続給付の申請処理状況につきましては、令和7年4月より新たな給付金制度が創設されたことによる申請数の急激な増加に伴い、下記のとおり処理完了まで時間を要している状況にあります。

ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解の程お願い申し上げます。

令和7年9月19日現在の状況

●育児休業給付(初回)については、
概ね7月29日～7月30日到達分の処理を行っています。

●育児時短就業給付(初回)については、
概ね7月14日～7月30日到達分の処理を行っています。

※特に制度開始前から時短を開始している経過措置分の申請及び育児休業から引き
続き時短就業を開始していない場合の申請については審査に時間を要しております。

●高年齢雇用継続給付(初回)については、
概ね8月29日～9月1日到達分の処理を行っています。

※ 申請内容によって、審査に日数を要する場合があります。
また、それに伴い処理が前後する事もありますのでご了承ください。